

# 南三陸町復興推進計画

平成25年10月4日  
宮城県南三陸町

## 1. 計画の区域

宮城県南三陸町

## 2. 計画の目標

南三陸町中心部の志津川市街地では、漁港付近の水産加工場や各種事業所は震災により完全に流失しました。事業所再建に向けては、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」などの資金を活用しながら、迅速かつ円滑な産業復旧に取り組んでいます。

こうした中で、志津川市街地の中央部においては、産業再生を図るため、被災市街地復興土地区画整理事業により産業用地の整備を進めています。

さらに、志津川市街地北西部の国道398号沿道地区を、区画整理地区の産業再生をバックアップする復興産業インキュベーションゾーンとして位置づけ、被災した事業所の早期復旧を支援するとともに、商業者の育成や新しいスタイルの観光キャンペーン施設等の整備を進めています。

本計画の目標は、雇用の場の確保や、まちの中心部のにぎわい創出の原動力となる人的資源を孵化する機能（復興産業インキュベーション機能）を持つ施設の整備を実現することです。

## 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

復興産業インキュベーションゾーンにおいては、今後、当該ゾーンの形成や志津川市街地西部地域における生活拠点の形成を盛り込んだ志津川市街地のまちづくり方針を策定した上で、用途地域を現行の第2種住居地域から準工業地域に見直すことを予定しています。

しかしながら、当該見直しは、区画整理や高台の復興拠点整備事業等との調整が必要なことから、早くても平成26年度の実施となる見通しです。

この間、流出のおそれのある町民人口の減少に歯止めをかけ、新しい産業の創出などの取り組みによる雇用確保を推進するため、当該ゾーンの中に復興産業集積区域（付図一２）を設け、工場等の整備を推進します。

#### 4. 復興産業集積区域

南三陸町志津川字御前下地内（付図一２）

#### 5. 計画の区域において、実施し、またはその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

##### 復興建築物整備事業

##### （１）復興推進事業の内容

4. に示す復興産業集積区域において、隣接する国道 398 号沿道の準工業地域と同様の建築が可能なよう用途制限の緩和を行います。

##### （２）実施主体

南三陸町

##### （３）特別の措置の内容

宮城県知事が認定復興推進計画に定められた復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行います。（付図一２）

##### ※建築物の整備に関する基本方針

南三陸町の御前下地区の指定された復興産業集積区域において、準工業地域で建築可能な工場等の整備を可能とすることとします。

## 6. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、迅速な産業復興が推進されることによって、地場企業の体力強化に寄与するものです。

これらの効果は、南三陸町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものです。

## 7. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、計画に対する意見はありませんでした。

### 添付図

付図一 1 南三陸町復興推進計画 復興産業集積区域概括図

付図一 2 南三陸町復興産業集積区域位置図